

お近くのスギ薬局で特定保健指導を無料で受けられます！

- ①40歳以上で、会社での定期健診、家族健診や特定健診を受診された方の中で、健診結果がメタボリックシンドロームの基準にあたる方、または予備群にあたる方
 - ②自宅の近くに特定保健指導を実施しているスギ薬局店舗がある方
- 上の①②に該当する方を対象に、自宅宛てにご案内をお送りします。
(10月頃発送予定)



管理栄養士がサポートしますので、健康な体を目指しましょう!

費用はすべて健保組合が負担しますので、気軽にお申込みください!

(注意) 新型コロナウイルス感染状況によっては、中止や時期が変更になる場合があります。

“新型コロナウイルス感染予防対策”を徹底していますので安心して受けられます!

- ① **指導者の検温** : 出社前に検温を実施しています。
- ② **指導者のマスクの着用** : 指導者は飛沫感染防止のためマスク着用のまま、特定保健指導を行います。
- ③ **実施前の手洗い、うがいの徹底** : 指導者は定期的に手洗い、うがいを実施しています。指導の前後も手洗い、うがいを実施します。
- ④ **換気の徹底** : 店内の換気を実施し、空気が滞らない会場にします。
- ⑤ **備品の消毒の徹底** : 保健指導実施前、実施後に参加者用のイス、机などの備品をアルコール消毒し、ウイルスの除菌を行っています。



健康保険法の改正について

①傷病手当金に関する改正

傷病手当金の支給期間については、その支給を始めた日から**通算して1年6ヵ月間**支給することになります。

出勤等に伴い傷病手当金が支給されない期間がある場合は、その期間を延長し、支給期間が通算して1年6ヵ月に達するまで傷病手当金を支給することとなります。

②出産育児一時金

産科医療補償制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられるとともに、出産育児一時金の支給額が40.4万円から40.8万円に引き上げられます(合計42万円に変更なし)。

産科医療補償制度対象	→	40.8万円+1.2万円=42万円
産科医療補償制度対象外	→	40.8万円

③任意継続被保険者に関する改正

資格喪失理由に「任意継続被保険者からの申出」が追加され、その申出が受理された日の翌月1日に資格喪失することとなります。

※①～③は令和4年1月1日施行されます。具体的な運用は令和3年秋頃に判明します。

